



(3) トークンの紛失・盗難等

- ① トークンの紛失・盗難があった場合、またはその恐れがある場合には、ただちに当行に届け出してください。当行はこの届け出を受付したとき、ただちにトークン利用中止等の必要な措置を行います。
- ② トークンの追加発行を申し複数個のトークンを管理している場合で、一部のトークンの紛失・盗難があったとき、またはその恐れがあるときは、契約者またはサービス使用者がマスターユーザーまたは管理者ユーザーを用いて、端末を操作することによって、紛失・盗難があったまたはその恐れがあるトークンを当行所定の方法で失効を行ってください。
- ③ トークンの紛失・盗難があった場合に、当行への届け出前、または紛失・盗難のあったあるいはその恐れのあるサービス使用者のトークンを当行所定の方法で失効する前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4) 誤ったトランザクション認証番号を連続入力した場合

- ① トランザクション認証番号を当行所定の回数以上連続して誤った場合で、マスターユーザーおよびすべての管理者ユーザーについて、当行が本サービスの取扱を中止したときには、契約者は利用を再開するために当行所定の方法により届け出してください。当行はその届け出により、当行所定の手続きをします。ただし、届け出から当行所定の期間は本サービスを利用できませんのであらかじめご承知おきください。
- ② トランザクション認証番号を当行所定の回数以上連続して誤った場合で、サービス使用者の一部について、当行が本サービスの取扱を中止したときには、マスターユーザーまたは管理者ユーザーが端末を操作することにより、当行所定の方法で再度利用開始手続きを行ってください。

(5) トークンの有効期限

トークンには有効期限がありません。電池を交換することで、継続的にご利用いただけます。なお、電池切れに伴う交換用電池の用意は、契約者が負担するものとします。

(6) トークン発行の手数料

以下のいずれかに該当する場合、当行はトークンの発行にあたり契約者から当行所定の手数料を申し受けます。

- ① 契約者からの申込によるトークンの追加発行
- ② 紛失・盗難等に伴うトークンの再発行

4. (トランザクション認証の利用の解除)

- (1) トランザクション認証の利用は、当事者の一方的な都合でいつでも解除することができます。ただし、契約者の都合による解約については、契約者が当行所定の方法により通知するものとします。
- (2) 前項に基づき当行がトランザクション認証の利用を解除する場合は、当行所定の方法で、解除する旨の通知をすることにより行います。

5. (特約の変更等)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他担当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上